

こんなとき

くらし・しごと・つながり支援センターへ

お気軽にご相談ください!

- ◎生活に困っているが、相談先がわからない。
- ◎収入がなく、家賃を払うことができない。
- ◎失業した、間もなく仕事なくなる。
- ◎障がいや病気、家族の問題で仕事ができない。
- ◎借金を抱えており、仕事をしているが生活が苦しい。
- ◎お金が無くて病院に行けない。
- ◎光熱水費や税金に未払いがある。・・・など



相談窓口

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
(長久手市前熊下田171番地 長久手市福祉の家内)
電話 0561-62-4700

相談受付 火曜日から土曜日 午前9時から午後4時まで
(祝日・年末年始を除く)
相談場所 長久手市福祉の家 相談室
(長久手市前熊下田171番地)

この支援事業は、長久手市が社会福祉協議会に委託して行っている事業です。
生活に困っている方に気付かれましたら、
長久手市くらし・しごと・つながり支援センター
(長久手市社会福祉協議会電話 0561-62-4700) まで情報をお寄せ下さい。



相談支援の流れ

長久手市では、相談窓口を福祉の家に開設し、生活に困っている人が、困窮状態から脱却できるよう支援を行っています。

相談者の方の抱える問題の解決に向けて、関係機関と連携して支援を行っています。

気軽にご相談ください。



市内在住者で経済的に困窮されている方が対象です。

相談は無料です。

相談者の個人情報厳守しますが、市役所福祉課とは緊急な場合に備え情報を共有します。

ご本人様以外にも、ご家族からの相談も受け付けます。

相談には事前連絡の上、お越しいただくようお願いします。

◎相談窓口 …電話 0561-62-4700

面接相談

- ・相談支援員が相談者のお話を伺い、生活に困窮している原因や問題を整理し、どのような支援が必要か検討します。

緊急性が高い場合は、生活保護窓口につながります。

各種支援

- ・支援窓口の案内、情報提供
- ・既存のサービス、支援窓口へのつなぎ
- ・関係窓口への同行支援
- ・支援機関と連携しての支援

支援調整会議

特別な支援が必要な場合などは、関係団体や支援機関が集まって支援方針を決定します。

市役所

福祉事務所

社会福祉協議会

ハローワーク

障がい者相談支援センター

地域包括支援センター

消費生活相談

法律相談

就労準備支援

学習支援

家計相談支援

自立

- ・就労による自立
- ・目標達成、課題解決による自立



アフターケア

- ・再度困窮しないように、その後の生活状況の確認や相談を実施します

